条例の改正（中間案）に寄せられた意見と本市の考え方

ナンバー1

該当項目　1前文

意見の概要

前文は、個人の人格の尊重など一般的な論述ではじめるより、この条令の性格上、「障害の有無によって分け隔てられることなく、個人の基本的人権の享有が確保され互いに支え合い・・・」のような表現で始めることの方が自然であると考える。

基本的人権の「享有」というコンセプトを確認することが望ましいと考える。

論の展開として、初めに私たちの願いを確認し、2つ目にその願いを実現させるためにどのような努力を重ねてきたかを記載し、3つ目に生活のしづらさを記載した方が良いのではないか。

「障害者虐待など人権を侵害される深刻な状況に置かれることもある」との表現は、「ほとんどそのようなことはないが稀にはある」と解釈できる表現であり、多くの障害者の無念さを伝える表現としては弱いと考える。最後に「障害者虐待など人権を侵害される深刻な状況に置かれることも稀ではない」の表現の方が障害者被害者の無念さを伝える表現としてはあっているのではないか。

東日本大震災に関わる記載については、障害者の死亡率は健常者の2倍であることを考えると、その状況の厳しさを文言として書き加えることが望ましい。

「こうした福祉のまちづくりの歴史を継承し、・・・」については、福祉のまちづくりについて述べている条例ではないので、これを削除し、「ここに、」を加え、文を整えるようにしてはどうか。

「共生のまち・仙台を目指すため」に「仙台の実現」を加え、「共生のまち・仙台の実現を目指すため」とした方が力強い表現になると考える。

本市の考え方

　障害のある方の置かれている状況等を伝えるための表現の強調等のご意見について、前文は、本条例の理念や制定に至る背景、制定目的を示すものであり、障害のある方を取り巻く状況に大きな変化があった場合等に修正を行うものと考えております。

　今回の改正は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。」の改正及び条例施行後の運用状況を踏まえた見直しを行うものであり、前文の修正を必要とする経過は無いものと考えておりますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー2

該当項目　3定義（第2条）

意見の概要

　「その他の事業」を具体的に記載した方が、該当する事業者の意識向上と責務が果たされるため、「事業者」の範囲をもう少し具体的に記載された方が良いと思う。

ナンバー3

該当項目　3定義（第2条）

意見の概要

　学童期の時から、障害の有無に関わらず「学びの保障」を守るため、「事業者とは、商業その他の事業を行うものをいいます。」を「事業者等とは、商業その他の事業、教育を行うものをいいます。」へ変更いただきたい。

本市の考え方（ナンバー2とナンバー3をまとめて回答）

　事業者の定義については、障害者差別解消法に沿った表現としておりますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

　なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、「目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者」と幅広く定義しており、例えば教育の分野においては、市立学校等は「市」、市内の私立学校等は「事業者」に該当します。

　事業者の範囲等も含め、事業者の皆様にご理解いただけるよう、引き続き条例の周知に努めてまいります。

ナンバー4

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　基本理念も含め各項目に記載がある「全ての障害者」という表現を「障害の有無に関わらず全ての市民」という表現に変更するべき。

　当事者の視点に立った場合、この表現だと「障害があるから差別されていないのか」といった新たな分断を生む可能性があるため、障害や年齢、性別、国籍などで分断されない表現方法が適切かと思う。

　また、子供であっても、同じ市民のひとりとして差別されるべきではないのは共通認識であるため、対象に障害児も含まれるような表現にするべき。

本市の考え方

　本条例は、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としており、ご意見のとおり「全ての市民」と変更した場合、条例の趣旨と合致しなくなることから、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。なお、本条例で定義する「障害者」には障害児も含まれますので、引き続き広報等で周知してまいります。

ナンバー5

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「障害者との対話」という表現では、単純に向かい合って言葉を交わすことのみのように捉えられる場合があるため、「障害者との対話」という表現を、互いの意思疎通や情報共有の意図をきちんと含めた表現にすべきと考える。

　改正の考え方に「双方向のコミュニケーションが重要」とあるように、合理的配慮を行うためには、単に向かい合って話すだけではなく、互いに相手を理解しようとする気持ちをもって、思いや情報を伝え合うことが不可欠だと思う。

本市の考え方

　中間案の「対話」は、ご意見の「お互いに相手を理解する気持ちをもって伝え合う」という内容についても表現をしているものでございますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。ご指摘のような誤解を招かないよう、コミュニケーションの重要性を広報等で周知してまいります。

ナンバー6

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　合理的配慮(妥当な調整)の提供にあたってはいわゆる建設的対話が重要とされているが、この主旨としては障害者の意向・要望が十分に聞かれずに一方的に処されることが多々あるので、相手先都合だけでなく、障害当事者の意向を十分踏まえよということである。したがって、ここにいう「コミュニケーション」は、合理的配慮が提供できるか、双方何ができるかを検討する過程であることに留意されたい。

本市の考え方

　ご意見のとおり、合理的配慮の提供にあたっては、当事者間のコミュニケーションの中でお互いの状況や意向の理解に努めることが重要であると認識しており、引き続き広報等で周知してまいります。

ナンバー7

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「障害者との対話を行いながら」という文言を合理的配慮全般に係る事項として基本理念へ移動させることに賛同する。双方向のコミュニケーションは事業者の責務であることは勿論、差別をなくし、障害の有無にかかわらず全ての人の基盤になると考える。

本市の考え方

　ご意見のとおり、双方向のコミュニケーションは障害の有無に関わらず生活の基盤になる重要なものと認識しておりますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー8

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「意思疎通や情報の取得、利用の選択の機会の確保」が基本理念に新たに追加されたことについて、令和４年５月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害者の情報の取得及び利用、円滑な意思疎通が重要視されており、目と耳の両方に障害がある盲ろう者として賛同する。

本市の考え方

　障害特性に応じた意思疎通や情報の取得、利用のための多様な手段が提供され、その手段を障害のある方が自ら選択し、日常的に利用ができるよう、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー9

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「障害者に関する理解の不足又は偏見から生じ得ること」という文言について、障害を理由とする差別は、この2点と言い切れる根拠が無いため、「理解の不足又は偏見等から」へ修正した方が良いと思う。

本市の考え方

　中間案「1　前文」に記載のとおり、障害のある人は、周囲の理解の不足や偏見、障害への配慮が十分ではない仕組みや慣習等のさまざまな事由により、障害を理由とする差別や社会的障壁による困難さがあるものと考えております。

　一方、障害を理由とする差別については、市民一人ひとりの障害に対する理解の不足や偏見に起因する面が大きいと考えられることから、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー10

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「障害がある女性・・・」から始まる項目について、「全ての障害者について」に続き、「障害の種類や部位、程度を問わず、及び障害当事者の性別、年齢、状況等が各人により異なるという認識のもと」という文言を付け加え、提供される配慮の前提となるものを強調すべきと考える。

本市の考え方

　ご意見の趣旨は、本項の「障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められます」にて表現をしているものでございますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー11

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「災害時」と「災害発生時」という2つの表現を用いてしまうと継続性が感じられないような気がするため、「災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められます。」という文言を「災害時の支援体制の整備、適切な支援活動が求められます。」という文言へ修正した方が良いと思う。

本市の考え方

　本項の「災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動」では、平常時から障害のある方を考慮した災害時の支援体制の整備に備えること、そして、災害発生時にはその支援体制を整備し、適切な支援活動の実施が求められることを表現しております。ご意見いただきました継続性については、本項の中で表現しているものでございますので、中間案でお示しした方向で検討を進めてまいります。

ナンバー12

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「災害時においては・・・」の項目の最後に「その為には平常時における市から地域への発信及び住民相互の関わりが強く求められる」を加える必要があると考える。地域と繋がっていない障害者もいることから、地域住民への呼びかけも必要だと思う。

本市の考え方

　ご意見の「平常時における市から地域への発信及び住民相互の関わり」も踏まえて、本項の「地域における災害時の支援体制の整備、適切な支援活動」が実施される必要があるものと考えております。本項にてご意見の趣旨も表現をしているものでございますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー13

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「災害時においては・・・」の項目について、「より困難」の前に、「必要な医療や支援の確保などを図る際、障害のない人と比較して」という文言を付け加えるべき。状況を例示して障害のない人との比較を加えた方が困難さが明確になると考える。

本市の考え方

　「より困難な状況」には、様々な状況があるものと考えており、ご意見の「必要な医療や支援の確保などを図る際、障害のない人と比較して」についても本項にて表現をしているものでございますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー14

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　「災害時においては・・・」の項目について、東日本大震災の大地震、大津波から間一髪、命をつなぎ、被災して避難所生活を送った盲ろう当事者として、障害者は、災害時に避難や生活等をする上で、障害のない人に比べてより困難な状況に置かれることを身をもって経験している。障害者の安全に加えて安心を確保するために地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められることを基本理念に入れることに賛同し、具体的に明記することを望む。

本市の考え方

　地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動の具体的な内容につきましては、各施策の中で検討していくものと考えますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー15

該当項目　4　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

意見の概要

　基本理念の中に、「運動の推進にあたっては、Nothing about us without usの考え方を十分に踏まえる。」という文言を新たに付け加えていただきたい。この考え方は世界的な障害者差別に関する取り組みの根底にある普遍的な考え方であり、本条例に書き加えることが適切であると考える。

　※「Nothing about us without us」とは、「私たちのことを私たち抜きでは決めないで」という意味。

本市の考え方

　ご意見の考え方につきましては、中間案の「8基本的な施策」の「政策形成過程への参画の推進」にて表現をしているものでございますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー16

該当項目　6　不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

意見の概要

　「福祉サービスを行う施設への入所や入居による」という文言を「福祉サービスを行う事業への入所や入居による」とした方が良いと思う。共同生活援助（グループホーム）は「施設」ではなく「事業」であるとの認識が一般的である。また、セーフティネット住宅、障がいのある方も暮らす高齢者向けの住居等においても幅広く入居による生活を支援する事業があり、こうした事業すべてが「施設」として考えられてしまうことも考えられるが、「事業」とすれば幅広い意味となるため提案する。

ナンバー17

該当項目　6　不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

意見の概要

　福祉サービスの分野に、「福祉サービスを行う施設への入所や入居による」と記載されているが、そこに通所も対象に加えるべきと考える。障害児者にとっては通所系の福祉サービスもライフスタイルとして重要であり、本人の意思なく利用が強制されないような文言を追加していただきたい。

ナンバー18

該当項目　6　不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

意見の概要

　福祉サービスの分野の「入所や入居」の前に「一時的または継続的な」の文言を、そして「入居」の後に「通所」の文言をそれぞれ加えるべき。福祉サービスを入所施設に限定すべきではないと考える。

本市の考え方（ナンバー16とからナンバー18をまとめて回答）

　本条例の「福祉サービス」は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する「社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービス」に該当するものとしています。

　中間案においては、障害のある方が上記の福祉サービスを利用して居住する場所を「施設」と捉えております。

　また、条例制定時より、本項では「居住する場所」を基準として考え、本人の意思に反した居住する場所の強制を禁止する規定としております。通所や訪問のサービスについては、居住する場所は強制されていないものとして対象を線引きしておりますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

　なお、ご意見のとおり通所や訪問等のその他サービスの利用についても、本人の意思に反して強制されるべきものではないと認識しておりますので、広報等により周知をしてまいります。

ナンバー19

該当項目　6　不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

意見の概要

　福祉サービスの分野を障害児も含まれる表現に変更していただきたい。

　現状、障害児の通所支援事業所は全国的にも多く、様々な形態で運営するなど差別化が進んでいる。一方で、ご本人の障害の程度や行動面から利用を断られる事例が増えてきている。差別解消の視点からも、全ての障害児が利用できるようにすることが通所支援事業所の義務であることを明記していただきたい。

本市の考え方

　　本条例で定義する「障害者」には障害児も含まれます。また、ご意見の福祉サービス提供の拒否に関しましても、不当な差別的取扱いに該当するものとして「福祉サービスの分野」に記載しておりますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー20

該当項目　6　不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

意見の概要

　医療の分野の障害者の入院について、漠然とではなく、もっと明確な表現にした方がよいのではないかと思う。強制を伴わない入院の場合でも、入院が必要な場合でも、入院が必要な場合には医師から本人へ丁寧な説明が必要だと思う。

本市の考え方

　障害を理由として、医療の提供に必要な情報提供を行わないことは、障害者差別解消法及び条例で禁止している不当な差別的取扱いに該当するものと考えられます。（厚生労働省対応指針「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」より）

　中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいりますが、上記ガイドラインの趣旨も含め周知をしてまいります。

ナンバー21

該当項目　6　不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

意見の概要

　教育の分野の記載について、障害者権利条約でも盲ろう者の教育が明記され、当事者や関係者の望む教育が受けられることを鑑み、賛同する。

ナンバー22

該当項目　6　不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

意見の概要

　情報提供・意思表示等に関する分野の内容について、盲ろう者にも大変重要な内容であり、引き続き記載していただきたい。

本市の考え方（ナンバー21とナンバー22をまとめて回答）

　中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。また、パブリックコメントで皆様からいただいたご意見も踏まえて、各施策を推進してまいります。

ナンバー23

該当項目　6　不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

意見の概要

　障害者への対応の部分については問題はない。ただ、障害者（私）のために母親がやりとりをする時が多く、その時の相手の母親への対応があからさまに面倒そうな声に聞こえることがある。（スピーカ－を使用すると相手の声が私にも聞こえる）

本市の考え方

　引き続き、中間案の「2目的」にある「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合う共生社会の実現」を目指し、「8基本的な施策」に基づく「啓発活動及び交流の推進」を図ってまいります。

ナンバー24

該当項目　７　市、事業者が行う合理的配慮（第8条、第9条）

意見の概要

義務であることをより明確にすべきであるため、「しなければなりません」という文言を「する義務を負います」に改めるべき。

本市の考え方

　中間案の表現は義務規定の一般的な表現であり、障害者差別解消法でも同様の表現を用いていることから、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー25

該当項目　７　市、事業者が行う合理的配慮（第8条、第9条）

意見の概要

　市および事業者の障害者の雇用に関して、均等な機会・待遇・その他の取り扱いの確保について、「求められた場合に、合理的配慮を提供しなければならない」とあるが、「求められた場合に」と限定しないでいただきたい。

　現行の表現では、求められない限り配慮しなくてもよいとも読み取れる。求めたくても、自ら求めることが難しい障害者もいると思われることから、基本的には均等な機会・待遇・その他の取り扱いの確保を、最初から行うべきと考える。

本市の考え方

　「求められた場合に」としている合理的配慮の提供の考え方については、障害者差別解消法に沿ったものとしていますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

　なお、「求められた場合」には障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

　また、意思の表明がない場合でも、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、条例の趣旨を鑑みれば当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために対話を働きかけるなど、自主的な取り組みに努めることが望ましいと考えますので、広報等で周知してまいります。

ナンバー26

該当項目　７　市、事業者が行う合理的配慮（第8条、第9条）

意見の概要

　9条に次のような１項を追加することを提案する。

　「 市民は、前項の配慮(合理的配慮)に関し市又は当該事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。」

　障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(県条例)　では、第八条３に「県民は、前項の配慮に関し県又は当該事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。」と規定している。これに倣い、新たな規定を設けることを提案するものである。

　この規定は合理的配慮を提供する者への協力努力義務を課すもので、県条例においては制定議論の過程で不動産業者と貸主との関係を例に提起されたものを基に起案された。

　不動産業者は「事業者」として合理的配慮提供義務を課されるが、貸主は事業者でない場合も多く、提供義務が及ばないのではないかという懸念であった。

　たとえば不動産業者としては、障害者と取引・契約をしようと思っても貸主は事業者でない場合も多く、その貸主が賃貸契約を不当な理由で拒否した場合に、不動産業者には法や条例上の義務は生じるが、貸主には及ばないこともありうる。そうした状況をカバーすることを意図したものである。

本市の考え方

　中間案の「4障害を理由とする差別の解消の基本理念」にて「何人も、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはなりません」と表現しているほか、障害者差別解消法第４条には「国民は、（略）、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」と規定されており、市民一人ひとりに、それぞれの立場において差別の解消に向けた取組や障害のある方への配慮、必要な協力を行っていただけるよう促していくことが必要であると考えます。

　中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいりますが、引き続き広報等により周知してまいります。

ナンバー27

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　障害理解教育の推進についての追記に賛成する。ただ、文面から伝わるのは、机上で学ぶような「教育」のイメージのみであり、教育によって障害理解が深まることの重要性があまり伝わってこないため、差別の解消には相互理解が大変重要だから必要な施策を実施する旨を補足していただきたい。

　「教育」はあくまでも「手段」であって、「目的」は「理解」だと思うので、教育が目的にならないよう、理解の重要性を記載して欲しいと思う。

ナンバー28

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　子供の頃からの教育が差別や偏見をなくし、互いへの思いやりの心を育み、多様性の社会、共生社会を造ることになるため、「教育の推進」について、理解を深めるため学校（幼児）教育を含めた教育と具体的な場を盛り込んで欲しい。

ナンバー29

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　理解に留まらない積極的交流こそインクルーシブ教育に必要だと考えるため、「教育の推進」の項目を「・・・理解を深めるとともに、義務教育段階から児童生徒と障害者の交流を図るための教育・・・」という文言にすべき。

本市の考え方（ナンバー27からナンバー29をまとめて回答）

　障害理解の重要性については、中間案の「4障害を理由とする差別の解消の基本理念」に記載しており、基本理念に基づく施策の一つとして「8基本的な施策」に「教育の推進」を記載しております。

　「教育」については、ご意見の内容も含めて、学校教育に限らず、多くの方を対象に、様々な機会を捉えて行われることを想定しており、限定的な表現を用いず、より広義に解釈できるようにすべきと考えますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

　なお、具体的な教育の施策や場所については各施策の中で検討してまいります。

ナンバー30

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　障害者差別解消法や条例について、広く一般に知られているとはいえない状況があると思う。情報提供は、教育および理解の第一歩であるため、「情報の収集及び提供」については、「行います」または「情報提供を行わなければなりません」など、より強めた表現にしていただきたい。

本市の考え方

　障害者差別解消法に沿った表現としておりますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。ご意見のとおり、障害者差別解消法及び条例の更なる周知が必要と考えておりますので、より多くの方々に障害理解を深めていただけるよう、引き続き情報提供に努めてまいります。

ナンバー31

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　「情報の収集及び提供」の項目では、整理と保存も重要であるため、「収集し」に続けて「適切な方法で整理及び保存を行うとともに」の文言を追加するべき。また、提供のみならず、アクセスする権利も大切であるため、「対して」に続けて「情報が得られるよう及び」の文言を追加するべき。

本市の考え方

　ご意見のとおり、「整理」の文言を追加することを検討いたします。

　なお、「保存」については、本条例での規定有無にかかわらず、当然に適切に行うべきものと考えております。また、「情報が得られるよう」については、事業者や市民の方々が必要な情報を得られるように情報提供を行っていくことを本項にて表現しているものでございますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

ナンバー32

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　「情報の収集及び提供」の項目について、障害を理由とする差別及びその解消のための取り組みに関する情報の収集、整理及び提供について努めることが規定され、盲ろう者にとってとても重要な項目であることから賛同する。さらに充実したものにすべく、重要な施策としてしっかり位置づけられるようにして欲しい。

ナンバー33

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　条例そのものには制約があるので条文追加の意見はないが、例えば14条にかかる障害者差別解消支援地域協議会（仙台市では障害者差別解消・虐待防止連絡協議会）がどのような活動を行っているのかが市民からは不可視の部分があるので、個人情報に配慮しながら議事録等の公開をしていただきたい。自治体によっては会議を公開しているところもある。

　令和4年度第1回仙台市障害者施策推進協議会で報告された、「仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見について」に市条例の課題が集約されていると考える。意見として記載がある、「虐待の相談に対して、差別に関する相談の件数は少ないのではないか。」については、障害のある人が不当な差別的取扱いや合理的配慮について声を上げやすいような施策を進めるとともに、ホームページ等で好事例や課題等が検索閲覧でき、自治体や事業者等との建設的な対話のツールになるような発信をお願いしたい。

本市の考え方（ナンバー32とナンバー33をまとめて回答）

　障害を理由とする差別の解消を推進するにあたり、中間案の「８基本的な施策」の「情報の収集及び提供」に基づき、事業者や市民の方々と、差別や差別を解消した取り組みに関する情報を共有し、より多くの方に差別について理解を深めてもらえるよう努めてまいります。

ナンバー34

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　「人材の育成」の項目では、「人材の確保」と「体制の整備維持」をより明確にすべきであるため、「育成」と「その他」の間に、「確保するとともに、体制の整備や、維持など」の文言を加えるべき。

本市の考え方

　ご意見の内容につきましては、本項の「その他必要な施策を実施」及び「5市の責務」にて表現をしているものでございますので、中間案でお示しした方向で条例改正の検討を進めてまいります。

　引き続き、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、人材育成、円滑な相談対応に努めてまいります。

ナンバー35

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条から第 14 条）

意見の概要

　障害者差別解消法が改正されたから、条例も追加するという考え方の説明は、良い表現ではなく、条例の本来の目的と、改正の考え方に乖離があるように思う。

　障害者差別解消法が改正されたから、条例も追加するという考え方ではなく、障害を理由とする差別に関する紛争に対応するために、障害に対してしっかりと専門的な知識・技能を有した人材を育成することに、意識を持って取り組んでいただきたいと思う。

　また、育成された人材が、障害者の相談を直接聞いて意図をくみ取り、対応する位置に配属されるなど、人材が活かされるようにすることも大切だと思う。

本市の考え方

　障害者差別解消法で改正された項目については、法施行後の運用状況等を踏まえた上で、必要性が判断されたものと考えますので、本条例においても同様に反映し、その取り組みを進めていく必要があるものと考えております。ご意見の趣旨も踏まえ、人材育成等に努めてまいります。

ナンバー36

該当項目　8　基本的な施策（第 10 条～から第 14 条）

意見の概要

　障害を理由とする差別の解消を促進するには交流ではなく、共に過ごすことを基本方針にしていただきたい。

　障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくインクルーシブ社会を目指したい。障害のある子どもの学びの場は普通学級を基本にしていただきたい。

　ダウン症のある子を持つ自分の経験から、教育相談で提案はするが最終的には保護者に選択肢があるとする現状は、実質的に普通学級を選ばせない圧力を感じる。

ナンバー37

該当項目　その他

意見の概要

　仙台市でも障害者の雇用促進の取組として、週1回15分から等、超短時間雇用の仕組みを取り入れてはいかがか。

ナンバー38

該当項目　その他

意見の概要

　いわゆる障害者や精神、知的などの認定がされた者は明確に救済の措置か講じられ、素晴らしい考えだと思う。しかしながら、その網に掛からない中間に位置する人は、自治体で救うわけには行かないことは承知しているが、過疎地域や復興特別区域制度に最低賃金撤廃特別区域を創設して欲しい。

　障害者として「就労支援の恩恵を受けられる人」と「健常者の中間に位置する人」の救済が必要である。どこも身体的、精神的不自由はないが、企業では採用されない人を吸収するための施策が必要だと思う。

　また、住居、食事、仕事を与え 健全で自信に満ちた生活を支援する為には、労働能力に不向きであっても生活保護に頼るのでも無く 簡易な仕事や補助的な仕事を得られる場所を創設して欲しい。

ナンバー39

該当項目　その他

意見の概要

　全国の障害者雇用に関して、国による障害者雇用政策は破綻していることを公表していただきたい。そのうえで、仙台市独自による障害者雇用対策を確立して頂きたい。その条件には、国による障害者雇用政策が失敗していることを理解したうえで賛同してもらう企業のみを対象としていただきたい。

ナンバー40

該当項目　その他

意見の概要

　差別をなくすならまずは、障害児福祉支援、障害者福祉支援にある、保護者・扶養義務者・本人・配偶者にある所得制限を全部撤廃して全ての障害福祉サービスを等しく受ける権利が必要だと思う。差別はそこから始まっていると思う。

ナンバー41

該当項目　その他

意見の概要

　宮城県では一定条件を満たせば調整区域でも障害者向けのグループホームを開設出来るが、仙台市においては不可となっているため、改善して欲しい。

本市の考え方（ナンバー36からナンバー41をまとめて回答）

　ご意見として承り、今後の施策検討の際に参考とさせていただきます。